

⑯ 固定資産税・都市計画税の課税標準額の特例適用に関する相談

【内容】

固定資産税・都市計画税における先端設備導入計画等、課税標準額の適用条件にかかる相談ができます。

【持ち物】

納税通知書

【担当課】

市民生活部 資産税課

電話：072-841-1361